

平成24年第2回 飯塚市議会会議録第1号

平成24年6月7日(木曜日) 午前10時04分開議

議事日程

日程第1日 6月7日(木曜日)

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 明星寺地区採石場周辺市道問題に対する答弁の訂正について
- 第4 行政報告
- 第5 総務委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 コミュニティバスの運用について
- 第6 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 市立病院の運営について
 - 2 高齢者福祉対策について
 - 3 子育て環境について
- 第7 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 学校施設等の再編について
- 第8 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 オートレースの運営について
 - 2 産業振興について
 - 3 建設行政について
- 第9 庁舎建設特別委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 庁舎建設に関することについて
- 第10 議案の提案理由説明
 - 1 議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
 - 2 議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例
 - 3 議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
 - 4 議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
 - 5 議案第56号 契約の締結(競走場走路改修工事)
 - 6 議案第57号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
 - 7 議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)
 - 8 議案第59号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
 - 9 議案第60号 市道路線の認定
 - 10 議案第61号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第5号))
 - 11 議案第62号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))
 - 12 議案第63号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)
 - 13 議案第64号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（兼本鉄夫）

これより、平成24年第2回飯塚市議会定例会を開会いたします。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの23日間といたしたいと思
います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの23日間とす
ることに決定いたしました。

市長から明星寺地区採石場周辺市道問題に対する答弁の訂正について発言したい旨の申し出が
あっておりますので、これをお受けいたします。市長。

市長（齊藤守史）

おはようございます。このたびの明星寺地区採石場周辺市道問題に関し、本会議での執行部の
答弁に誤りがあることが判明しましたので、その概要を報告しお詫び申し上げますとともに、訂
正をお願いするものであります。

答弁では300メートル以内に車道幅5メートル以上の部分があり、すれ違いが可能であると
答弁しておりましたが、去る3月26日に地元立ち会いでの現地再測の結果、車道幅が5メー
トル以下と判り、大型車通行に制限を受ける道路であることが判明したものであります。また、L
字型側溝は車道幅に含むとしておりましたが、L型溝は路肩部分であり車道の幅に含まれないも
のであります。

ここに市政を預かる責任者として、市民並びに議員の皆様方に対し深くお詫び申し上げますと
ともに、訂正をお願いするものであります。

なお、本件に関しましては関係職員に対して、去る5月10日に懲戒処分を行ったところであ
ります。今後、事務処理のチェック体制の甘さや不備を改め、職員の資質の向上に努めてまいり
ます。以上、簡単ではございますが、概要を報告し衷心よりお詫び申し上げます。ご迷惑をおか
けしました。

議長（兼本鉄夫）

本件に対して質疑を許します。質疑はありますか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私はくらしを守ること、税金の無駄遣いをなくすこと、清潔で
透明な市政運営を貫く、この3つの立場で議会活動を行っています。今回はいろいろな問題が含
まれていますので、少し質問させていただきます。

今回のミスについてですけれども、L字型側溝、これを車道に含むというふうに最初言われま
したけれども、それについてはどういう法令に基づいて判断をされていたのか、どういう間違い
だったのかというのを一つお聞きしたいと思います。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

L型溝につきましては、当初構造令等の法令を参考にいたしましたけれど、国土交通省等との
やりとりの中で食い違いがあり、誤った判断をしたものでございます。この解釈によるところの
基本的知識の欠如によるもので、誤った判断をしたものでございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

構造令の中にもないと思うんですね、やっぱり仕事をされるからにはきちっとした法律に基

づいて判断されるべきで、私の一般質問に対してもL字型側溝を含みますというふうに断言をされておりまして。本当にこういうことはミスとかいうことではないんじゃないかなというふうに思います。

また道路の測量ミスなんですか、それとも転記ミスなんでしょうか。数字が間違われたのはどういう経緯でそういうふうになっているのか、お聞きします。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

当初、道路幅、全幅ですね、それを測量したわけでございます。それが当初5メートルであったと。それを図面に記入する際に車道幅の部分に記入いたしまして、両側の路肩部分、1メートルを足して6メートルということで、車道幅が5メートルあるという転記ミスによるものでございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

もともと全体を測って5メートルあったものに対して路肩が50センチメートル、50センチメートルだから1メートルをプラスして6メートルと書いたということですね。この測量はいつ行われたんですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

今年の6月7日でございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

もともと道路には台帳というのがあって、その数字は台帳には載っていなかったんですか。正しい数字が。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

道路台帳には全幅にプラスして側溝のコンクリートの厚み、約10センチメートルずつ両側にありますけど、その部分の6.2メートルという台帳の数字でございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

何度も転記ミスを気付くところがあったんじゃないかなと思うんですけど、この数字が間違いだというふうに判明したのはいつですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

今年の3月26日に地元立ち会いのもとで測量したときに判明いたしました。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

今年の11月9日に明星寺自治会及び同22組の皆さんが要請書を持って市長を訪ねておられ

ます。そのときにちゃんと調査をして、違反なら車を止めますというふうに市長は言われましたが、この市長の言葉を受けて、再調査はいつ行われましたか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

昨年11月9日、同日に再調査を行っております。そのときに変化点、断面の寸法の変わり目等のところをチェックしたものでございますけど、そのときに誤りに気がつかなかったというものでございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

こういうふうに本当に測られたのかなど。住民の方からはそれだけの幅はないですって言われて再調査したわけですから、念には念を入れてきちっと測るべきで、このときにまたこの数字の間違いを見逃したということは、単純なミスだというふうには受け取れません。

この要請書に対して市長は回答書を市長名で出されておりますけれども、市長はきちっと確認して決裁をされたんでしょうか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

決裁をいただいておりますので、そうであります。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

きちんとしたチェック機能が働いていないということですね。職員の処分はいつ決定されましたか。

議長（兼本鉄夫）

総務部長。

総務部長（野見山智彦）

職員の処分、申し渡しの年月日は平成24年5月10日でございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

個人名はということでしたけれども、どういう役職の方が処分をされたのか、教えてください。

議長（兼本鉄夫）

総務部長。

総務部長（野見山智彦）

この部分については既に公表いたしておりますが、都市建設部の課長50代男性戒告、また懲戒関係でいけば、企画調整部課長補佐50歳代男性戒告、指導監督者、管理監督者への指導として、50歳代男性文書訓告という形の処分をいたしたところでございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

この問題が発生したのは3月26日で、平成23年度中のことで、処分が出されたのが5月10日ということで、平成24年、年度がまたがっておりますが、これは前年の年度内に処分を決定するということはできなかったんでしょうか。

議長（兼本鉄夫）

総務部長。

総務部長（野見山智彦）

事実関係の確認、また事故報告、これがあがってきてからの事務処理がございますので、このような日にちになったということでございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

この年度が変わったということでは当時部長だった方、課長だった方は定年で退職をされていると思いますが、この方々に対しての処分というか、そういうものはできないんですか。あってないんでしょうか。

議長（兼本鉄夫）

総務部長。

総務部長（野見山智彦）

対象者はございます。行政上の措置を含め、相当の嚴重注意を含め対応をいたしたところでございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

そのことについては新聞発表等はありませんから、公表されていないということですか。

議長（兼本鉄夫）

総務部長。

総務部長（野見山智彦）

私も公表規程を設けておりまして、その中で退職者の部分については、公表規定の中から除外という形にいたしておるところでございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

それから、今回処分を受けた方が4月1日で人事異動にかかっておりますが、もしこれが1カ月前だとかいうことで年度内で処分が決まったのであれば、今回の処分と対応が違ったのでしょうか。

議長（兼本鉄夫）

総務部長。

総務部長（野見山智彦）

事実行為といたしまして、事実関係では内示をした後にこのような結果になったわけでございますけれども、昇任の関係でいけばですね、1つの判断材料であることは事実でございます。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

市民の皆さんからですね、やはりこういう問題を起こしていながら、本当に全ての皆さんが昇格をされているという事実が信じられないというか、そういう思いで皆さんおられます。住民の皆さんは本当に長い間、粉じんや騒音、振動で大変苦しめられて、今でも何とか車を止めてほしいということで、朝早くから夜遅くまでいるんな活動されながら頑張っております。そういう住民の皆さんの苦しみに心を寄せて、こういう処分が本当にされたんだろうかという疑問が残りますが、このことについて市長の見解を求めたいと思います。

議長（兼本鉄夫）

総務部長。

総務部長（野見山智彦）

私どもは、すでにご承知と思いますが、懲戒処分の指針、これを設定いたしております。それに基づいての処分ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（兼本鉄夫）

他に質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

少し聞かせてもらいます。いま宮嶋議員のほうで質疑をされておりましたが、これは当初、宮嶋議員が前議会で一般質問された時の訂正、答弁に対する訂正だと思っておりますが、この答弁の訂正をされたことによって質疑された内容がどこでどういう質疑をされて、どういう答弁をされて、その答弁の訂正を今されたと、どういう質疑においての答弁の訂正でしょうか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

先ほどから宮嶋議員の質問のとおり、道路幅の問題で300メートル以内に離合できる場所があるから通行できるという判断をしたものが誤っておったということと、道路幅員の車道幅員の中にL型溝を入れる、入れないということでございます。

議長（兼本鉄夫）

26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

ということは、いわゆる道路制限令にかかるか、かからないか、大型トラックが通行できるかできないかと、そこに関わってくるということですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

そのとおりでございます。

議長（兼本鉄夫）

26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

となると、今回訂正されたことによってどう変わるのですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

大型車及び一部4トン車の通行の制限を受けるということでございます。

議長（兼本鉄夫）

26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

僕も先日の議会で聞いていて、地元のほうが大型車を通行禁止にしてくれと、止めてくれということからこの問題が発生していると思うんですが、その件で訂正されることによってですね、止めることができるんですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

道路管理者の権限というのは、法令に基づいて行うような形になるかと思えます。最終的に

は措置命令、あとはその後違反するなら告発するということで、罰金刑の話になるうかと思いません。

議長（兼本鉄夫）

26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

今おっしゃったのは、今は通れない道路だと、制限令にかかると。4トン車以上は通れないと。今トラックが通っているわけですけど、通れるんですか、通れないんですか。何か方法があるんですか。それとも全くないんですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

現在、通行認定という形の法令に基づいた措置を行っております。それによって通行可能であると。安全な通行を確保できれば、通行可能であるということであります。

議長（兼本鉄夫）

26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

この制限令によって、全く通行させないということではできないわけですね。全く止めてしまうということではできないんですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

安全な措置を講じなければ通れない道路であるということでございます。

議長（兼本鉄夫）

26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

ということは、道路管理者は市長ですから、市長のほうがそういう安全を確保して何らかの方法をとりなさいということなんですか。法律をちょっと見るとそういうことが47条の第2項とかに書いてありますけれど、措置を講じるように命ずることができる、そうすれば通れる。例えばですね、道路制限令を受けている道路は飯塚市に3,600箇所ぐらいあるらしいですけど、これは全く通れないとなるとそこも全部同じ法律ですから、通れなくなるという大変なことが起きるんじゃないかなと思っていますけれど、地元は全く止めてほしいわけですよね。止めてほしいからこういうふうにならずずっと調べてやっておられる。でも今の部長の話では止められないと、間違いないですか。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。きちっと答弁をして。

都市建設部長（中園俊彦）

先ほどから申しておりますように、止める止めないという話ではございません。措置命令等を出して、後は違反するならば告発をすると、道路管理者としてはそういうことでございます。

議長（兼本鉄夫）

26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

道路法の42条にですね、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとそういうふうにならなくてあります。その中の1つの、またこの道路制限令というのはその中の法令でしようけれど。例えば市のほうがそこにお金をかけて、一般道路もあるわけですから、一般道路で通り抜けになっている

わけですから、市のほうがお金をかけてその道路幅を広くしたりとか、安全のため歩道を確保したりとか、例えば狭ければ一方通行になったりするの。これ各所に普通車でも通れない道がたくさんあると思うんですね、3メートル以下とかいう道も、飯塚市にはですね。そうすると、普通車も家に帰るのにもそこに入れないと。例えば一方通行にしたら、入れるか入れないかわかりませんが、そういう道がたくさんできてくると。これは非常にきちっとした、飯塚市としては覚悟を持った考えで対処していかないと、もう1回法令に引っかかったわけですから。その辺は今この質疑から離れたら議長から怒られますのでこれ以上言いませんけれど、そういうふうにきちっとやっていただきたいと要望して終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に質疑はありませんか。28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

今お二方から道路制限令の間違った報告をして、その後訂正をしたということで陳謝があったわけですが、いま明星寺地区の道路だけに関して、飯塚市さんが通行禁止を取り上げて措置をしているということですが、先般からいろいろと都市建設部長あたりともお話をさせていただきましたが、基本的にその地元の方々が苦情、申し立てを言われてきたから、この道路制限令というのを適用して措置をしているということなのか。もしくは基本的にこの道路制限令そのものを整備し、今後の飯塚市の道路管理者として全て措置をしていくのか。そのあたりの方針をですね、市長自ら公文書で通知をしてあるわけですから、そのあたりは今後どういうふうにするかということをお尋ねしたいと思います。

議長（兼本鉄夫）

都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

今回、明星寺の道路に制限令に基づき措置命令を出したわけでございます。市内には車両制限令を適用いたしますと制限を受ける道路が多数あるわけでございますが、本道路の場合は請願が議会で採択されております。また、市長宛てに地元から要望書、要請書が提出されていると。地域住民の要望も高い。大型車両の通行が多く通行者の安全な通行が阻害されていると。それからほこり、振動によって住民が迷惑をこうむっていると。そういう請願の部分でも重い採択でありますので、そういうものを総合的に判断しまして、今回対象としたものでございます。

それから他の制限を受ける道路のことですけれど、それは車両の通行量、通行による沿道の被害状況、地域の皆様の声等を総合的に勘案しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（兼本鉄夫）

28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

あくまでもこれは法であって、地元の苦情と請願、そういったものが出るから適用するとかということではないんではなからうかと思うんですがね。あくまでも法を順守した道路管理者としての立場で判断をしていってすることではなからうかと思いますが、そのあたりはどんなふうですかね。どういうふうなお考えでいま言われるような答弁になるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（兼本鉄夫）

坂平末雄議員、それは他の道路の件ですか。今の明星寺の道路の件ですか、他の道路の件ですか。

28番（坂平末雄）

他の道路というか、飯塚市が管理してある道路ですね。市道の管理者は飯塚市の行政でありますので、これは関連があると思いますので、そういった質問をしております。

議長（兼本鉄夫）

他の道路の件についてはですね、所管の委員会で十分に審議していただきたいと思いますので、今回の質疑については明星寺の分、若干の関連の分は許しますけどね。

28番（坂平末雄）

基本的に明星寺だけの問題ではなく、道路管理者としてそういった命令書を出してあるんですからね。飯塚市に何千本の道路認定をした市道があるかわかりませんが、それと全く、これは法律でありますので、法律を順守されて今回適用されて命令書を出してあるわけですから、管理者としての考え方、これはきちっと表明してもらわないと。請願が出たからそれを適用しましたと。じゃあ請願が出なければ法律を無視するのかということにかかってきますのでね、それは当然質問をして答えていただくべきだろうと。ただ、これを経済建設委員会で審議をするからということではなく、これはあくまでも本会議場で答弁をされたことに対する関連でありますのでね、質問をさせていただいております。

議長（兼本鉄夫）

考え方だけは答弁させます。都市建設部長。

都市建設部長（中園俊彦）

道路管理者の権限ということで法に基づいて行っておるわけですが、その中でも先ほど申しましたようなところもありますので、総合的に考えて判断したということでございます。

議長（兼本鉄夫）

28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

その答弁がですね、総合的に判断してということの回答をいただきたいということで質問をしよるわけじゃないんですよ。基本的にこの車両制限令、幅でとかいろいろありますけどね、これに基づいて飯塚市さんが今回そういうふうな判断を下したということに対して、今後の飯塚市さんの考え方、どういうふうに車両制限令に係るものに対して、どこまでの管理者としての立場で整備、またその指導をしていくかということをお尋ねしよるわけです。

議長（兼本鉄夫）

副市長。

副市長（田中秀哲）

先ほど担当部長が説明しましたように、質問者の納得がいかれるかどうかは別にいたしまして、車両制限令に引かかる道路は確かに市内にはたくさんございます。これはもう全国、他市町村でもございますが、基本的にその道路は地域住民に及ぼす影響とか危険性とか、あるいはもちろん先ほど総合的に判断して、もちろん請願が採択されたということも1つの要因ではありますが、地域住民への非常に危険性が高い、あるいはそこで、ここに書いてありますような請願されている中身、地元からの写真も提供いただいておりますし、事情も聴取しておりますし、市のほうでも多少現場に張り付いて現状も確認した中で、この車両制限令である程度の制限を加えるというのは道路管理者としての一定の裁量が与えられるというふうに我々は思っておりますが、その中でこの地域については非常に地域の方の言われるところもある程度そういう危険性があるというところですね、こういう車両制限令に基づいた処置をしたというふうに理解、もちろんこういう道路はたくさんあるから、そのままいいとは思っていません。随時、行政としては道路不備の所はその通行量、あるいはその不特定多数、通行量の優先する、あるいは危険性の多い所から順番にですね、予算の範囲内で当然これは整備していかなくちゃいけないというふうに思っておりますけども、整備方針につきましても、その通行量、あるいは社会的な影響、それはその地域の住民の方の安全というものを考慮しながらですね、整備していくというふうには考えております。

議長（兼本鉄夫）

28番 坂平末雄議員。

28番(坂平末雄)

そういった答弁になりますと、次から次へと質問をしなきゃいかんような状況になるわけですけどね。できるだけ私も質問はその短く、質問をするつもりもございませんでしたが、なかなかすっきりした答弁が出ないもんですからね、質問しているわけですけど。基本的に先ほど副市長のほうが言われました、地元からの請願、そういったものが出てきたからここを危険性があるというふうに調査もした結果、みなしたから、その命令書あたりを出したと言われますが、じゃあ、そういうものを出す前に飯塚市が市道認定をして道路管理者として飯塚市全域でどれだけのそういった道路があるか、また危険性のある道路がどれだけあるのかということのを先にやっぱり調査、把握をした中ですべき問題であって、1カ所だけ差し当たってそういう請願あたりが出てきたからそれだけを阻止するということには、行政の判断が少しおかしいんじゃないかなろうかというふうに思うわけですけどね。既に先般もお話ししたと思いますが、既に西鉄バスあたりが通っている道あたりもそういった道路が現にあるわけですから、しかもそういう道路については歩道もなければ側溝蓋もかかってない状況の道路幅とかそういった所もあるんです。この車両制限令というのは奥が深いし、都市計画法なんかと全く同じような考え方もありますしね、市街地、市街地外、そういった見なし方もありますし、非常に難しい問題だろうと思います。だからそのあたりをですね、地域の方々が言われるから、それに移行して進めていくとかいうことじゃなく、あくまでも法に則って、法律ですから法に則ってやっぱり行政たる者、事を進めていくべきではなかろうかというふうに思いますので、そのあたりを十分重視した中で今後の進み方を考えていただきたいと思います。

議長(兼本鉄夫)

他に質疑はありませんか。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

この前ですね、私どもの経済建設委員会の中の答弁では、明星寺団地東側入口から279メートルの範囲の車道幅員は平均4.5メートルであり、4トントラックはその車幅の平均が2.2メートルであるため通行できるが、と答弁にあるわけですよ。今の部長の答弁では、4トン車も通れないといま聞いたような気がしたんですよ。それで、今ちょっと・・・

(「車種によっては」と発言する者あり)

車種によってはですね。わかりました。もういいです。今のでわかりました、内容が。

議長(兼本鉄夫)

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

議長(兼本鉄夫)

本会議を再開いたします。都市建設部長。

都市建設部長(中園俊彦)

先ほど4トン及び10トン車の通行ができないと。あれは先ほども言いましたけど、一部というふうに申し上げたと思います。いま委員会で平山議員が言われました279メートルについては4.5メートルでございますので通れます。あれがほぼ中央部でございますので。それから山側のほう、奥の部分が約4メートルぐらいですから、その部分が4トン以上が通れないということでございます。

議長(兼本鉄夫)

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

行政報告に入ります。市長。

市長(齊藤守史)

本日、平成24年第2回市議会定例会を招集するにあたり、3月以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず企画調整部について報告いたします。3月29日、中心市街地活性化基本計画が「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣から認定されました。これにより、4月1日から計画期間に入りましたので、活性化事業の確実かつ効果的な実施に向けて関係者と協議調整を図り、事業推進に努めてまいります。3月27日に飯塚本町東地区整備に伴う都市計画決定案に関する地元説明会を、4月24日に吉原町1番地区再開発に伴う都市計画決定案に関する地元説明会をそれぞれ開催いたしました。本年12月の都市計画決定に向けて、法的手続きを進めてまいります。5月28日、飯塚市中心市街地活性化協議会の第3回会議が開催され、同協議会に設置するタウンマネージャーの候補者を決定いたしました。経済産業省の補助事業採択が採用条件ではありますが、採用後は関係者一丸となって商業活性化に取り組んでまいります。コミュニティバスの運行につきましては、本年3月末をもって実証運行を終了しまして、4月からは予約乗合タクシーとコミュニティバスの併用方式の運行を開始しております。

次に総務部について報告いたします。防犯・暴力追放につきましては、5月9日に「飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議総会」を開催し、市民が安心して生活できる地域社会の実現に向けて積極的に運動を進めていくことを確認いたしました。消防団につきましては、5月13日にポンプ中継・防災無線交信訓練及び水防工法訓練を実施し、防衛技術の向上を図りました。防災対策につきましては、5月31日に「飯塚市防災会議」を開催し、今年度の水防計画について承認を得ました。庁舎問題につきましては、3月26日の最終の庁舎問題検討委員会での審議の後、3月29日に委員長より「庁舎問題に関する検討報告書」という形での答申を受け、それを踏まえて本庁舎の方向性、位置等の骨子を示した「飯塚市本庁舎整備方針」を5月18日に発表いたしました。中でも庁舎の位置につきましては、合併時の「穂波町地内」とする協定内容に沿わない結果となりましたが、熟慮に熟慮を重ね、慎重に検討した結果の苦渋の判断でございます。今後は8月を目途に、新庁舎建設基本計画の素案の策定を行ってまいります。

次に経済部について報告いたします。旧伊藤伝右衛門邸におきまして、4月26日から5月14日までの19日間「端午の節句展・飯塚2012」を開催いたしました。今回は、「江戸から紡ぐ五月の節句展」と題して、伊藤家にゆかりのあるヒノキ兜、五月人形などを展示し、期間中約5,000人のお客様に入館いただきました。

次に市民環境部について報告いたします。交通安全につきましては、4月6日から15日までの「春の交通安全県民運動」にあわせて、地域住民、ボランティア、警察、交通安全協会、市職員による早朝街頭指導を実施し、通園、通学中の児童及び高齢者等に対する交通安全指導を行いました。また、4月6日に「子どもと高齢者の交通事故防止」をテーマとした「春の交通安全県民運動飯塚地区住民大会」をコスモスコモンで開催し、地域住民や関係機関から約600名の参加をいただきました。今後も交通事故の根絶に向け、より一層の取り組みを推進してまいります。次に、市民総合窓口につきましては、2月6日から試行しておりました各種証明書の発行や住民異動届の受付等、窓口業務の民間委託を4月2日から本格的にスタートいたしました。次に、環境への取り組みといたしましては、地球温暖化対策の一環として、5月13日、本庁玄関前において、今回で3回目となります「緑のカーテンエコプロジェクト」を実施し、約100名の参加者によりゴーヤの植え付けを行いました。この地球温暖化防止の取り組みが市役所から市内全域へと広がっていくよう推進してまいります。環境月間の取り組みにつきましては、6月5日、市職員ボランティアによる庁舎・出先機関周辺・遠賀川河川敷の一斉清掃を遠賀川河川事務所の職

員とともに実施いたしました。省エネルギーの取り組みといたしましては、この夏も電力需給について大変厳しい見通しが示されていることから、本市におきましても5月14日からクールビズを実施するとともに、さらなる省エネ・節電に取り組んでまいります。また、「住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業」についても、昨年同様4月2日から受付を開始いたしております。

次に児童社会福祉部について報告いたします。2月から東町商店街の空き店舗を利用して「街なか子育てひろば」を開設しておりますが、毎日100名程度の親子が利用され、好評を得ております。なお、土曜日の開所を望む声もあり、前向きに検討したいと考えております。子育てを支援する取り組みの一環として、最新の子育て情報を集約した「いづか子育て情報紙 すくすく」を、4月から毎月15日に保育所や図書館などの公共施設をはじめ、一部のコンビニ、スーパーなど116カ所に約3千部を配布し、市のホームページでも公開いたしております。今後も身近な情報を発信し、子育てにやさしいまちづくりを推進してまいります。

次に保健福祉部について報告いたします。第28回飯塚国際車いすテニス大会につきましては、歓迎レセプションが5月13日にのがみプレジデントホテルで、また、大会が5月14日から19日までの6日間、筑豊ハイツをメイン会場に開催されました。今大会の参加選手は海外選手84名、国内選手53名の合計137名で、国際規格化、セパレート化など大幅な改修が行われましたコートで連日熱戦が繰り広げられました。

次に都市建設部について報告いたします。「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」に基づき、浸水対策事業として現在、3事業の測量・設計委託業務を継続中であります。本年度においても市内全域の浸水被害の軽減を図るため、12事業の測量・設計委託業務の発注を予定しており、事業の実施に向け取り組んでおります。定住環境の整備につきましては、住宅を新築し又は中古住宅を購入し市外から転入する方に対し住宅の購入資金を補助する「マイホーム取得奨励金制度」を創設し、4月1日から実施いたしております。現時点での申請は2件で110万円であります。この事業により、定住促進と地域経済の活性化を図ってまいります。

次に教育委員会について報告いたします。4月4日に市立小中学校の新任校長10名、新任教頭9名を対象に、新任管理職研修会を実施いたしました。研修会では私から新任管理職に期待することを講話させていただき、さらに、新任管理職との意見交換では、学校教育の充実に向けた強い使命感や熱意を感じました。4月25日に多層指導モデル「MIM」の指導者研修会を市内小学校の第1学年担任等を対象に実施いたしました。読む力の学習につまずく心配のある子どもの早期把握や指導を図るため、昨年からは全国の自治体では初めて、全ての小学校で実施しております多層指導モデル「MIM」の取り組みをさらに進めてまいります。4月15日に、健全な子どもの育成を図ることを目的として活動する、「飯塚市子ども会指導者連絡協議会」と協力し、コスモスコモン前広場において、東日本大震災被災地支援のチャリティ事業を兼ねて「飯塚市子ども祭」を開催し、延べ2,500人の来場者で賑わいました。なお、当日の来場者から寄せられた義援金13万797円は、あしなが育英会の「あしなが東北レインボーハウス建設募金」に寄託いたしております。熟年者マナビ塾につきましては、4月中旬から市内22カ所の小学校において、授業時間に合わせて自主学習や学校支援ボランティアとしての活動を開始いたしました。新人音楽家の登竜門となっております「飯塚新人音楽コンクール」は31回目を迎え、5月3日から5月5日までの3日間、コスモスコモンで予選を行いました。本年度はピアノ部門に38名、声楽部門に41名の参加があり、ピアノ部門で16名、声楽部門で20名を選出し、6月3日に本選を行いました。平成25年度全国高等学校総合体育大会の男子バレーボール競技大会開催に向けて、5月23日に第1回飯塚市実行委員会を開催し、大会概要及びスケジュールの説明とともに、開催基本方針、事業計画等を決定いたしました。今後、関係機関と協力し、大会成功に向けた各種施策に取り組んでまいります。

終わりに上下水道事業について報告いたします。上水道事業につきましては、拡張事業の「堀

池浄水場浄水施設新設工事」が完了し、4月から供用を開始いたしました。また「平恒配水池築造工事」は、25年3月の完成に向けて現在工事を進めております。下水道事業につきましては、繰越事業による「終末処理場躯体改良（その2、その3）工事」を3月末に、下水道長寿命化支援制度による「終末処理場内揚水ポンプ場改築（機械）工事」を4月末に発注し、順次着工しております。

以上が3月市議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。本定例会に提案申し上げます案件は、平成24年度補正予算議案1件、条例議案3件、専決処分の承認議案4件、人事議案5件、その他の議案5件、報告20件であります。それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。行政報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員会に付託していましたが「コミュニティバスの運用について」を議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けていました「コミュニティバスの運用について」、審査した結果を報告いたします。

本件については、執行部から「平成24年度予約乗合タクシー・コミュニティバスの運行状況について」補足説明を受け、あわせて予約センターの現地視察を行い、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、予約乗合タクシーを開始して1カ月しか経過していないが、当初の利用見込み件数と実件数を比較した場合、どのような状況であるのかということについては、年間62,000人の利用者数を見込み、1日あたり約256人を目標にしていたが、4月段階では60人弱の利用状況であるという答弁であります。

次に、コミュニティバスや予約乗合タクシーの運行内容についての改善や見直しはどの時点で行うのかということについては、年度途中でのルート変更や停留所の変更は高齢者が利用していることもあり、逆に批判を招くことになるため、運行内容の大きな変更は困難であるが、サービス向上、利用者増につながる方法や利用者からの改善に関する要望等に基づいて年度単位で見直しを行い、改善できるところは改善していきたいという答弁であります。

次に、見直しに関して利用者等の要望や意見を聞くための住民説明会を行う予定はあるのかということについては、今後は年度途中にあたって必要に応じて説明会を開催するなどして、市民、利用者の声を把握していきたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「コミュニティバスの運用について」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

厚生委員会に付託していましたが、「市立病院の運営について」、「高齢者福祉対策について」、及び「子育て環境について」、以上3件を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。13番 田中裕二議員。

13番(田中裕二)

厚生委員会に付託を受けていました調査事件3件について、審査した結果を報告いたします。

「市立病院の運営について」は、執行部から「市立病院の現状について」資料の提出並びに補足説明を受け、種々審査いたしました。その審査における質疑応答の主なものとして、患者の紹介時の治療方針などについて、地域の医療機関との連携はどのようになっているのか、また問題が起きた時の指導体制を市としてどのように考えているのかということについては、患者の受け入れ段階で情報の共有を行い、問題発生時には幹部組織で問題点の掘り下げをするなど連携を密にとるようにしているとの答弁であります。この答弁を受けて、中核の医療機関としての役割を医師が再度認識を持つように指導体制をとってほしいという要望が出されました。

次に、地域医療振興協会から派遣されている医師は現在1名ということであるが、医師の確保に向けてどのような努力を行っているのかということについては、県内の医学部の医局に管理者などを派遣して医師の招聘に努めている。また、市としても自治医科大学の卒業生を研修生として受け入れるため、県に出向きお願いをしている状況であるとの答弁であります。

次に、地域医療振興協会は新たに練馬の光が丘病院を引き継いでいるが、市立病院への影響はないのかということについては、光が丘病院の医師数が少ないという問題が市立病院の医師の確保に影響することはないということを確認を取っている。しかし、地域医療振興協会が受け持つ施設はふえている状況であるため、今後も引き続き市立病院の医師の確保に影響がないように協議していきたいとの答弁であります。

次に、地域医療振興協会が提出した指定管理申請時の添付資料では、経常利益が黒字の場合には市立病院の会計から地域医療振興協会本部に、みなし寄付として決算賞与を除いた20%を納付する組み立てになっている。実際に黒字になった平成22年度は約3200万円を納付しているが、この中には市から交付されている地方交付税相当分も含まれており、見直しが必要ではないのかということについては、地域医療振興協会との協議では今後市立病院の建て替えで多額の経費がかかるため、将来の負担を見込んだ中での見直しについて検討をしていくとの答弁であります。

次に、市と地域医療振興協会が取り交わしている「企業債等の借り入れに関する確約書」の中で地域医療振興協会の企業債等の償還の確約について記載されているが、この内容で問題はないのかということについては、今の段階ではまだ市立病院の建て替えに関する償還額は確定していないので記載できないが、年次協定の中で地域医療振興協会が負担すべき額を明記していくため、問題はないとの答弁であります。

以上のような審査ののち、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」審査した結果、本件は掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」は、執行部から「飯塚市立鎮西保育所に係る移譲先法人の決定について」、「街なか子育てひろばの利用状況について」及び「子育て応援情報発信事業について」、資料の提出並びに補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、「街なか子育てひろば」以外の子育て広場は今後どのように整備していくのかということについては、各保育所の施設整備とあわせて施設のあり方を検討していくとの答弁であります。

以上のような審査ののち、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「市立病院の運営について」、「高齢者福祉対策について」及び「子育て環境について」、以上3件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件3件はいずれも委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していましたが「学校施設等の再編について」を議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

市民文教委員会に付託を受けていました「学校施設等の再編について」、審査した結果を報告いたします。

本件については、執行部から「施設一体型小中一貫校建設に向けた幸袋中学校区、鎮西中学校区及び穂波東中学校区における進捗状況について」補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、幸袋中学校区の基本構想検討会において建設適地についての投票が行われたのはなぜかということについては、検討会で各候補地に関する質疑や意見がほぼ出尽くしたため、委員全員の合意のもと、どの候補地が最適であるかという意向確認のため投票が実施されたという答弁であります。

次に、投票の結果、基本構想検討会では現幸袋小中学校敷きが最適な建設候補地であるという意向が示されているが、今後開催される適地検討協議会から違う場所が示されることも考えられるのではないかとということについては、基本構想検討会には適地検討協議会幸袋地区専門部会の委員全員が参加している。中立な立場を保つため今回の投票には参加していないが、基本構想検討会の意向は理解されているので、今後の適地検討協議会ではその意向を十分勘案した中で判断されるものと考えているという答弁であります。

次に、鎮西中学校区の建設候補地について県との事前協議が難航しているのはなぜかということについては、県水田農業振興課と農地転用に係る事前協議を重ねているが、当該候補地が優良農地の中心部分にあり、転用への理解がなかなか得られないためである。今後も早期に事前協議が終了するよう、精力的に協議を進めていくという答弁であります。

次に、県は筑豊地区に中高一貫校をつくる方針を持っており、以前の新聞報道では嘉穂高校という学校名が載っていたが、仮に嘉穂高校が中高一貫校になった場合、本市の小中一貫教育にどのような影響を及ぼすと考えているのかということについては、仮に市内に中高一貫校ができた場合は、9年間の小中一貫教育の途中で、中学校から抜けて中高一貫校に行くことなどの影響が考えられるという答弁であります。

以上のような審査ののち、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「学校施設等の再編について」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

経済建設委員会に付託していましたが「オートレースの運営について」、「産業振興について」及び「建設行政について」、以上3件を一括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けていました調査事件3件について、審査した結果を報告いたします。

「オートレースの運営について」は、執行部から「売上額及び入場者の状況等について」、「払戻率の変更について」及び「オートレース川辺の進捗状況について」補足説明を受け、審査した結果、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」は、「長崎街道開通400周年行事について」、「木材の利用促進に関する要望書について」、「リサーチパークの土地売り払いについて」及び「産業の実態について」補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、長崎街道筑前六宿400年記念事業については教育委員会、市内小中学校長会での呼びかけ、関係団体への協力依頼のほか、新聞1紙における特集記事の掲載、テレビ等の取材など、メディアによる啓発も行っているということだが、市民全体への啓発はどのように行っているのかということについては、市報やホームページへの掲載により啓発に取り組んでいるが、図書館、公民館などの公共施設等においてもさらに事業の啓発に取り組んでいきたいという答弁であります。

この答弁を受け、地区公民館等には何も掲示されておらず、本当の意味で全ての市民へ啓発されているとは言いがたい。また、その事業を観光に特化させるのか、もしくは宿場町の歴史的側面を強調するのかといった目的についても十分に考慮した上で取り組むべきであるという意見が出されました。

次に、平成23年11月に出版されている「木材の利用促進に関する要望書」に対して、「福岡県が公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針を定めた際には、近隣自治体の状況を見ながら、本市においても基本方針の策定を検討したい」と回答しているが、本年1月30日には県の基本方針が定められているにもかかわらず、市の基本方針は策定されていない。具体的にはどのように進めていくつもりなのかということについては、ほとんどの自治体は国、県の方針に基づき策定しており、本市も同様の状況になるものと考えているので、早急に対応したいという答弁であります。

次に、飯塚リサーチパーク第8区画の売り払いについて、2月に開催された委員会では、公募を含め売却の方向で検討し2月末までに結論を出したいという答弁を受けたにもかかわらず、いまだに報告がないがどうなっているのかということについては、2月の時点では売却の方向で検討していたが、その後3月にかけて旧伊藤伝右衛門邸の来館者が非常に多くなり、当該区画の一部を引き続き臨時駐車場として利用したい旨、所管課から申し出を受けたことから、協議の結果、当分の間、引き続き臨時駐車場として利用することに決定したものであり、その過程において臨

時駐車場の利用状況等を見る必要があったため、時間を要してしまったという答弁であります。

この答弁を受けて、河川敷駐車場を十分に活用することなく当該土地を臨時駐車場として利用するという考え方はおかしいのではないかと、また当該土地については商業系企業から出店の希望もあり、出店されれば雇用が発生し景気の浮揚が期待できるにもかかわらず、観光を優先する方針にも疑問を感じる。このように本件についてはいろんな面から検討しなければならず、方針を大きく見直す場合は方針を決定する前の段階で委員会に報告すべきであるという意見が出されました。

以上のような審査ののち、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」は、執行部から「明星寺地区採石場周辺市道問題について」補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当該市道の道路幅員等についての誤りというのは具体的にはどのようなものだったのかということについては、今年の6月7日に現地測量を行った際、図面への転記誤りにより5メートル以上の車道幅員があるものと認識していたが、現地を再度測量した際、実際には車道幅員が5メートル未満であったことが判明したものであるという答弁であります。

次に、道路台帳についてはコンサルに委託し整備しているということだが、見直しや更新を行っているのかということについては、新設路線等の追加や改良部分の見直しを1年に1回は行っているという答弁であります。

この答弁を受けて、新規路線や追加、改良部分以外については見直しをしていないことも今回の問題の一要因と考える。今後もこのような問題が発生する可能性があるため、予算的な制限もあるかとは思いますが、全面的に見直しすることも視野に入れて改善していくべきであるという意見が出されました。

次に、今回、実際の車道幅員が判明したことによって通行できなくなる車両の種類はどのようなものかということについては、明星寺団地東側入口から279メートルの範囲の車道幅員は平均4.5メートルであり、4トントラックはその車幅の平均が2.2メートルであるため通行できるが、これより車幅が大きい車両については制限を受けるため通行できないことになるという答弁であります。

次に、当該事業者は今後一切、当該道路を通行できなくなるのかということについては、事業者が交互通行や信号設置といった、安全に通行できる手段を講じることで、通行は可能になるものとするという答弁であります。

次に、地元住民に対しても経過について説明を行っていると思うが、どのような意見が出されているのかということについては、大型車両の通行が制限される道路であることが判明したため、速やかに大型車両の通行止めを行ってほしいという意見が出されているという答弁であります。

また、審査の過程において委員の中から、業者に対する指示や地元への説明をしっかりと行い、十分に理解が得られるよう努力してほしいという意見や、議会における答弁の誤りが判明し、今回その訂正は行われたものの、その報告を受ける前に執行部において事務が進められていたことについては非常に遺憾であり、市民及び議会を軽視していると取られても仕方がないものとするので、今後このような事実が判明した場合は速やかに報告し、手順が後先にならないよう強く指摘するという意見が出されました。

以上のような審査ののち、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「オートレースの運営について」、「産業振興について」及び「建設行政について」、以上3件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件はいずれも委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

庁舎建設特別委員会に付託していましたが「庁舎建設に関することについて」を議題といたします。

庁舎建設特別委員長の報告を求めます。24番 岡部 透議員。

24番(岡部 透)

本特別委員会に付託を受けていました「庁舎建設に関することについて」、審査した結果を報告いたします。

本件については、4月12日、5月18日の両日に委員会を開催し、執行部から提出された「庁舎問題検討委員会から答申された飯塚市庁舎問題に関する検討報告書」、並びに答申を受け市が策定した「飯塚市本庁舎整備方針」等に基づきそれぞれ補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、なぜ新庁舎においてもなお分庁方式を採用するのかということについては、市民アンケートでは各庁舎の有効活用という意見が多かったこと、本庁への機能集約による事業費の増を市民は望んでいないことなどの理由により、穂波庁舎を活用する分庁方式とした。一方で利便性から集約を望む市民意見もあるので、運用の中でできる限り支障のないようにしたいという答弁であります。

この答弁を受け、分庁方式を続ければ、いずれは穂波庁舎を建て替えることになり、その際、特例債は使えないが、費用面でどのように考えているのかということについては、穂波庁舎は今後40年は使える状況であり、建て替えについてはその時点での判断になるが、現時点では穂波庁舎を有効活用するほうが価値は高いと考えているという答弁であります。

次に、穂波庁舎には今後も上下水道局と教育委員会を置くのかということについては、具体的な部署については今後の基本計画の中で明確にしていくという答弁であります。

次に、新庁舎の建設位置については市長が示した整備方針とは違う要望や請願が出ているが、それらの提出団体に整備方針についての説明をしたのかということについては、整備方針については市報等を通じて広く広報する予定であり、団体への説明については今後検討していくという答弁であります。

次に、合併協定項目には新庁舎は穂波地内とある、これを確保するため、あらゆる想定の上で検討したのかということについては、検討委員会では候補地を決める上で色々な意見があり、その中で穂波地内の候補地を3カ所とし、それ以外で適当な場所はないという状況把握のもと、現庁舎敷きを加えた中で十分に審査をしたという答弁であります。

この答弁を受け、穂波地内の候補地について個別、具体的に設定し、それに基づいて検討をしたのかということについては、個別、具体的な設定ではなく、エリアという考え方で費用等は積算し検討しているという答弁であります。

次に、合併協定項目の重みをどう考えているのかということについては、整備方針は合併協議を最大限尊重する中で、現在の市民意見を踏まえて将来のまちづくりに向けて総合的かつ慎重に

勘案した決断であるという答弁であります。

次に、新庁舎の位置決定の理由は整備方針にある5点だけかということについては、判断根拠については整備方針に示した、「地方自治法第4条第2項で事務所の位置に求められる「住民の利便性、交通事情、他の官公署との関係等」においても現在地が優れていること。」、「穂波地内の候補地とした場合、補償、用地取得、造成等に時間を要し、また、現状の用途地域から各種手続を要しその期間も定かでないことから、不確定要素が多く、財源である合併特例債の活用期限を考えたとき、早期実現性においても具体的な計画を立てる場合に現在地が最も支障が少ないこと。」、「庁舎建設にかかる事業費においても現在地が最も安価であり、現在地以外の候補地においては、建設費以外に造成費、上下水道費、接道、周辺整備といったインフラ整備が別途必要であり、その費用は補償費、用地費を含めて不確定要素が多く、経済性・効率性においても現在地が優れていること。」、「市民アンケートでも現在地を希望する意見が最も多かったこと。」、「市民アンケート、検討委員会での意見においても、事業費の抑制を求める意見が多かったことから、市の財政状況を勘案し、少しでも将来負担の軽減を考えたこと。」の5点であるという答弁であります。

次に、検討委員会でなされたアンケートの意義は理解するが、13万人に対する5千人であり、整備方針を経てあらためて市民に問う考えはあるかということについては、整備方針を踏まえ、今後は庁舎の機能等に対する意見募集の機会は設けるが、あらためてアンケートという形はとらないという答弁であります。

次に、検討委員会において合併協定項目についてどれくらい審議したのかということについては、合併協定項目については第1回の検討委員会において事務局から経緯を含め説明した。検討委員からは合併協定項目に縛られた議論をせざるを得ないのかという質疑も数多く出されたが、委員会ではアンケート等を踏まえて現状での市民意見を集約することを確認し、合併協定項目については委員会の意見を受けて市が判断することであるとの論点で議論がなされたという答弁であります。

次に、整備方針における説明で住民は十分に納得すると考えるか、また、説明責任をどう考えているかということについては、説明責任は十分に認識している。旧穂波町など関係者の方々が十分に納得されるかということについては、市長の苦渋の決断であり納得が得られるよう丁寧に説明していかなければならないと考えているという答弁であります。

次に、今後の建設スケジュールについて完成をいつと想定しているのかということについては、現状の合併特例債の期限である平成27年度を踏まえ、基本的には29年3月までの完成を考えているという答弁であります。

以上のような質疑応答のほか、審査の過程においては、分庁方式とするのであれば旧町からのアクセスについての改善をすべきとする意見、整備方針は白紙として欲しいという意見、現地での建て替えに反対しないが、十分に納得できる穂波地内の検討が必要であるという意見、整備方針は合併協議を尊重した上での決定であることを旧穂波町住民や関係者に真摯に理解を求める努力をすることが必要であるとする意見、旧穂波については小学校区毎に市長が説明してほしいという意見、もう一度丁寧に市民の声を聞いてほしいという意見などが出されました。

以上のような審査ののち、本件についてはさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

庁舎建設特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「庁舎建設に関することについて」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

議長(兼本鉄夫)

本会議を再開いたします。

「議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」から「議案第64号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」までの13件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

副市長(田中秀哲)

ただいま上程になりました予算関連議案の提案理由につきましては、別冊の「補正予算書」によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、第1条で、既定の予算総額に4億8754万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を595億7154万8千円とするもので、今回の補正につきましては当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき事業に係る経費を補正するものでございます。第2条繰越明許費の補正は、3ページの第2表に掲げておりますように、「私立保育所整備事業費補助金」につきまして、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連以外の議案につきましてご説明いたします。議案書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」につきましては、庄内支所の掲示場の位置を変更するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、自治基本条例の策定に関して調査、審議させるため、「飯塚市自治基本条例策定委員会」を設置するものでございます。

5ページをお願いいたします。「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴い、個人住民税につきましては退職所得の分離課税に係る所得割の控除措置の廃止、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすること、平成26年度から平成35年度までの個人の市民税に限り均等割額に500円を加算すること。固定資産税につきましては、課税標準の特例措置2件の課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにする仕組み、いわゆる「わがまち特例」を導入し、軽減割合については従前通りとすること。たばこ税につきましては、来年4月1日以後のたばこ税の税率を1,000本につき644円引き上げて5,262円に、旧3級品については1,000本につき305円引き上げて2,495円とするものでございます。この引き上げにつきましては、県から市への税源移譲を行うもので、たばこの値上げを伴うものではございません。

10ページをお願いいたします。「議案第56号 契約の締結」につきましては、飯塚オートレース場の走路改修工事について、株式会社NIPOと2億475万円で請負契約を締結するものでございます。

16ページをお願いいたします。「議案第57号 財産の取得」につきましては、飯塚市消防団の飯塚方面隊第2分団目尾分隊、第6分団相田分隊に消防ポンプ自動車各1台を買い替え配備するもので、取得価格2833万9500円、契約の相手方は帝産業株式会社でございます。

17ページをお願いいたします。「議案第58号 財産の取得」につきましては、穎田小学校外10校のコンピュータ教室の機器等を整備するもので、取得価格7607万2500円、契約の相手方は株式会社麻生情報システムでございます。

19ページをお願いいたします。「議案第59号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」につきましては、住民基本台帳法の改正に伴う規約の整備について議決を求めるものでございます。

21ページをお願いいたします。「議案第60号 市道路線の認定」につきましては、県営住宅穎田中央団地建て替え及び開発行為により、8路線を認定するものでございます。

27ページをお願いいたします。議案第63号及び第64号の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い承認を求めるものでございます。

「議案第63号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴うもので、固定資産税において新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長すること、固定資産税の負担調整措置は原則として現行の仕組みを3年延長すること、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止するものでございます。

40ページをお願いいたします。「議案第64号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましても、地方税法の改正に伴うもので、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設けるものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

上下水道事業管理者。

上下水道事業管理者（梶原善充）

続きまして、企業会計関連の議案の提案理由を説明いたします。議案書をお願いいたします。議案書の25ページ、議案第61号及び26ページ、議案第62号の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

「議案第61号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第5号）」につきましては、別冊の平成24年3月31日専決と記載いたしております下水道事業会計補正予算書によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、工事請負費の繰越等により仮払い消費税額が見込みを下回り、消費税納税額が不足することになるため補正したもので、予算第2条の収益的支出で984万円を増額し、予算の総額を12億4780万7千円としたものでございます。

次に、「議案第62号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、別冊の平成24年4月20日専決と記載いたしております水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、県産炭地域振興センターの新産業創造等基金支援事業による助成を受け、久保白ダム等における水質改善調査、研究を行うもので、予算第2条の収益的収入で2千万円を増額し、予算の総額を20億5666万4千円とし、収益的支出で3266万1千円を増額し、予算の総額を20億173万4千円としたものでございます。

以上、簡単ですが、企業会計関連議案の提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりましたが、上程議案１３件に対する質疑は、６月２１日の本会議で行いたいと思いますので、ご了承願います。

お諮りいたします。明６月８日から６月１７日までの１０日間は、休会といたしたいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明６月８日から６月１７日までの１０日間は、休会と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前１１時５０分 散会

出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	兼本鉄夫	16番	上野伸五
3番	八児雄二	17番	吉田健一
4番	宮嶋つや子	18番	秀村長利
5番	平山悟	19番	藤浦誠一
6番	江口徹	20番	明石哲也
7番	永末雄大	21番	田中博文
8番	佐藤清和	22番	鯉川信二
9番	松本友子	23番	松延隆俊
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	小幡俊之	25番	古本俊克
12番	梶原健一	26番	瀬戸元
13番	田中裕二	27番	森山元昭
14番	守光博正	28番	坂平末雄
15番	石川正秀		

(欠席議員 1名)

2番 藤本孝一

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

企画調整部次長 大谷 一 宣

副 市 長 田中 秀 哲

都市建設部次長 才田 憲 司

教 育 長 片峯 誠

会計管理者 遠藤 幸 人

上下水道事業管理者 梶原 善 充

企画調整部長 小鶴 康 博

総 務 部 長 野見山 智 彦

財 務 部 長 実藤 徳 雄

経 済 部 長 橋本 周

市民環境部長 白水 卓 二

児童社会福祉部長 高倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 中園 俊 彦

上下水道部次長 諫山 和 敏

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁